(様式5)

最終更新日:令和7年10月31日

#### 公益社団法人日本サーフィン連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.nsa-surf.org/organization/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運営等に	(1) 組織運営に関する中長期基	(1)『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度~2026年度』を策定し、2017年2月の理	・一般社団法人日本サー
	関する基本計画を策定し	本計画を策定し公表すること	事会にて承認している。	フィン連盟総合計画
	公表すべきである		(2)『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度~2026年度』を当連盟オフィシャルサイ	2017年度~2026年度
			トにて公表している。	・2017年2月理事会議事
1			公開URL:https://www.nsa-surf.org/organization/wp-	録
_			content/uploads/sites/17/2021/11/sogokeikaku_2026.pdf	
			(3) 計画策定にあたり、運営本部会議や理事会にて役職員や運営委員から幅広く意見を募っている。	
			なお、来年度に計画期間満了を迎えるため、公益社団法人に則した内容の新たな計画を策定予定であ	
			る。	
		(a) 40/41/17/14 - 7/1/11 BB 1 - 4		0.7/11/27/11/27/11
	[原則1] 組織運営等に	(2)組織運営の強化に関する人		
			問契約を結び、相談役に任命している弁護士への日常的な業務相談等を通して、役職員のガバナンス及	
	公表すべきである	策定し公表すること	びコンプライアンスに関する知識の習得・蓄積に努めている。	び育成に関する計画
			(2) 計画は、当連盟オフィシャルサイトにて公開している。	・法律顧問契約書
2			(3) 計画策定にあたっては、運営本部会議や理事会にて役職員や運営委員から幅広く意見を募った。	
			また、定期的に実施状況を確認し、内容の見直しを図る予定である。	

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	[原則1] 組織運営等に	(3) 財務の健全性確保に関する	(1) 『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度~2026年度』第3章(2)に強固な財務体	・長期財務計画書(改善)
		計画を策定し公表すること		計画書)
	公表すべきである		しているが、こちらも定期的に計画達成度を図り、必要な項目について修正するなど見直しを行う予	・2018年10月理事会議事
			定である。短期的な計画としては事業年度ごとに事業計画・収支予算について運営本部会議・理事会で 電業・必要な行い。 完時社長総合で起生している。また、合計書籍についても2022年度と共会業法人	
			審議・承認を行い、定時社員総会で報告している。また、会計書類についても2022年度より公益法人 会計基準の指針に沿った内容で作成している。	・2025年度公益社団法人 日本サーフィン連盟定時
			(2) 『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度~2026年度』及び「長期財務計画書(改	
3			善計画書)」を当連盟オフィシャルサイトにて公表している。	
			公開URL:https://www.nsa-surf.org/organization/wp-	
			content/uploads/sites/17/2021/11/sogokeikaku_2026.pdf	
			https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2021/11/cyoki_zaimu.pdf (3) 計画策定にあたり、運営本部会議や理事会にて役職員や運営委員から幅広く意見を募っている。	
			(3) 可画泉だにめたり、建古本即五城(在事五にて区城員)(建古安員)の幅広へ思元と努力しいる。	
	 	 (1) 組織の役員及び評議員の構成	(1) 2022年12月に改正した役員選出要綱第3条にて、外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目	・公益社団法人日本サー
		等における多様性の確保を図るこ		フィン連盟2023~2024
	等の体制を整備すべきで	ک	(2) 2025年3月の改選時に理事14名を選任し、外部理事5名(35%)女性理事6名(42%)となり、	年度役員
	ある。	①外部理事の目標割合(25%以	それぞれ目標を達成した。	・公益社団法人日本サー
4		上)及び女性理事の目標割合		フィン連盟2025~2026
		(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方		年度役員
		策を講じること		
	  「原則2〕適切な組織運	 (1) 組織の役員及び評議員の構成	(1) 当連盟は公益社団法人のため該当しない。	 (証憑書類なし)
		等における多様性の確保を図るこ		
	等の体制を整備すべきで	۷		
		②評議員会を置くNFにおいて		
5		は、外部評議員及び女性評議員の		
		目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じ		
		ること		

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号				
	[原則2] 適切な組織運	(1) 組織の役員及び評議員の構	(1) 当連盟は2017年3月にアスリート委員会を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて会	・2022~2025年度アス
			議が開催できなかった2020年度を除き、2019年度以降、会議を原則年1回以上開催している。	リート委員会議事録
	等の体制を整備すべきで		(2) 2021年度の役員改選時に元日本代表選手の女性理事を委員長に任命し、主催大会開催時には選手	
	ある。			フィン連盟2025(令和
6			規程が未整備となっていたため、2022年10月にアスリート委員会規程を理事会承認した。なお、2023 (年17月 中部第四人) (17月 17月 17月 17月 17月 17月 17月 17月 17月 17月	, ,
0		めの具体的な方策を講じること 	年より内部運用として、役員と運営委員長の兼任を原則禁止としたため、アスリート委員に理事1名を	
			含る体制としている。	・公益社団法人日本サー
				フィン連盟アスリート委
				員会規程
	[原則2]適切な組織運	(2) 理事会を適正な規模とし、	(1)定款第16条に基づき、現在は14名の理事と2名の監事により適正な規模の理事会を構成してい	・公益社団法人日本サー
	営を確保するための役員	実効性の確保を図ること	る。2025年の改選時にも外部理事5名・女性理事6名を含む、専門知識・競技経験・組織運営能力を有	フィン連盟定款
	等の体制を整備すべきで		する理事を任用している。なお、2024年度は定時の理事会を3回、臨時の理事会を17回開催した。	・公益社団法人日本サー
	ある。			フィン連盟2025~2026
7				年度役員
•				
		(2) 40日午の女は小型ナロスル	(1) 0000左10日にルエリも切り戻り再例符2名につ、四吉のかんけっためよ05歩以し75歩ませに加盟	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
	[原則2]適切な組織運	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕	(1) 2022年10月に改正した役員選出要綱第3条にて、理事の就任時の年齢を25歳以上75歳未満に制限	
	営を確保するための役員		している。	フィン連盟役員選出要綱
		①理事の就任時の年齢に制限を設		
	ある。	けること		
8				

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	ある。		ないよう規定している。なお、第4条の「役員は、在任期間が同一職において連続 10 年を超えてはならない。」の条文について、「同一職において」の文言を削除した改正案を2023年12月の理事会で承	・公益社団法人日本サーフィン連盟役員選出要綱
10	営を確保するための役員	(4) 独立した諮問委員会として 役員候補者選考委員会を設置し、 構成員に有識者を配置すること	(1) 「役員選出要綱」に基づき役員選考委員会を設置し、役員候補者等の決定を理事会等の他の機関から独立して行っている。 (2) 役員選考員会に有識者を配置している。 (3) 役員選考委員のうち、役員はその過半数を超えてはならないこととしている。(役員選出要綱第2条3項)。	フィン連盟役員選出要綱 ・日本サーフィン連盟選

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 定款をはじめ、「倫理規程」「就業規則」「事務分掌規程」と、必要な規程類を整備している。	・公益社団法人日本サーフィン連盟定款 ・公益社団法人日本サーフィン連盟倫理規程 ・就業規則 ・公益社団法人日本サーフィン連盟事務分掌規程
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	(1) 定款をはじめ、「就業規則」「経理規程」と、必要な規程類を整備している。	・公益社団法人日本サーフィン連盟定款 ・就業規則 ・公益社団法人日本サーフィン連盟経理規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	(1) 「就業規則」「審査会要綱」「事務決裁規則」「随意契約に関する取扱い基準」と、必要な規程類を整備している。	・就業規則 ・日本サーフィン連盟審 査会要綱 ・日本サーフィン連盟事 務決裁規則 ・公益社団法人日本サー フィン連盟随意契約に関 する取扱い基準

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	/永央リ	<b>伊旦</b> 次口	自己就物	<b>业</b> 心盲块
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	(1) 「謝金等に関する規程」「旅費に関する要綱」「賃金規程」「退職金規程」「旅費規程」と必要な規程類を整備している。	・公益社団法人日本サーフィン連盟謝金等に関する規程 ・旅費に関する要綱 ・賃金規程 ・退職金規程 ・旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(1) 定款第9章第52条〜第56条に資産・会計についての条項を定めているほか、「就業規則」「経理規程」と必要な規程類を整備している。	・公益社団法人日本サーフィン連盟定款 ・就業規則 ・公益社団法人日本サーフィン連盟経理規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。		(1) 財政的基盤を整えるために以下を定めている。 ・「会費規程」にて正会員及びオープン会員の年会費を定めている。 ・「公認ジャッジに関する規則」にて競技役員の認定料及び更新料を定めている。 ・「公認大会開催要項」にて連盟に対し主催者が納める公認料について定めている。 ・スポンサーからの協賛等については、個別に契約書を締結しており、内容については守秘義務のため開示していない。	・公益社団法人日本サーフィン連盟会費規程 ・公益社団法人日本サーフィン連盟公認ジャッジに関する規則 ・公益社団法人日本サーフィン連盟公認大会開催 要項

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	権利保護に関する規程を整備すること	(1) 2023年12月の理事会にて承認された「選手選考専門委員会および選手選考に関する規程」に基づき、選手選考基準を定めている。また、選考基準及び選考結果については、オフィシャルサイトや各メディアを通して発表している。公開URL: https://www.nsa-surf.org/certified/(2025年強化指定選手発表・選考基準/2026年強化指定選手選考基準) https://www.nsa-surf.org/news/detail/692(2025世界ジュニアサーフィン選手権大会日本代表選考基準) (2) 主催大会における選手の肖像権について、オフィシャルサイトの各主催大会のページにて、大会主催者に帰属する旨を掲載している。また、「選手の権利保護に関する規程」を策定し、2024年7月の理事会にて承認した。	クリーンショット) ・2025世界ジュニアサー フィン選手権大会日本代 表選考基準(スクリーン
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考について、より明確な規定とするため、「公認ジャッジに関する規則」第3条の改正案を策定し、2023年12月の理事会にて承認した。また、選考の際の判断基準となる第6条の各級の技能区分について、内容を詳細に記載した改定案を2024年10月の理事会にて承認した。	
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	ど、専門家に日常的に相談や問い	(1) 法律事務所と顧問契約、会計事務所と会計業務に関する契約、社会保険労務士と就業業務に関する契約をそれぞれ締結し、いつでも相談できる体制を整えている。 (2) 役職員は、上記の専門家やコンプライアンス委員会との日常的なやり取りを通して、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無を判断できる程度の知識を有している。	・顧問契約書(会計事務

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。		2023年12月理事会にて承認した。また、委員会の運営内容について理事会からの監督を受け、理事会に対しても助言や提言を行っていくため、委員会の構成員に理事を配置することを検討中である。	コンプライアンス委員会 議事録
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	(1) 現在、コンプライアンス委員会内に有識者は配置できていないが、顧問弁護士へ常に相談可能な体制を整えている。理事会決議により有識者を配置予定である。	・公益社団法人日本サーフィン連盟2023(令和5)~2024(令和6)年度コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである		催時に役職員・全国の地区統括組織代表者に対し、スポーツ団体が守るべきルールやコンプライアンス違反の事例などに関する研修会を実施した。	・公益社団法人日本サーフィン連盟倫理規程 ・公益社団法人日本サーフィン連盟2025年度10月 地区統括組織代表者会議 議事録 ・2025年度10月地区統括 組織代表者会議コンプライアンス研修資料

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 強化指定選手として選出された選手及び指導者に対し、不正行為の防止等のコンプライアンス教育を行っている。また、強化合宿を利用して、選手・指導者に対してコンプライアンス教育の研修会を実施している。直近では2025年3月の強化合宿の際、SNS・違法薬物・不正行為・スキャンダルに関する講習とアンチドーピングに関する講習の2部構成で研修会を開催した。	
24	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 春季・秋季公認ジャッジ講習会の開催に合わせて、審判員向けに年2回、コンプライアンス研修を開催している。2025年度は3月に実施したほか、12月にも研修を開催予定である。	・コンプライアンス研修(公認ジャッジ講習会)
25		(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(2) 法律事務所と顧問契約、会計事務所と会計業務に関する契約、社会保険労務士と人事・労務に関する契約をそれぞれ締結し、いつでも相談できる体制を整えている。	・顧問契約書(会計事務

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等	(2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守する こと		
27	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る		(1) 日本オリンピック委員会・日本スポーツ振興センターによる競技力向上事業助成金・スポーツ振興基金、スポーツ振興くじ助成金等の利用に関しては、法令やガイドライン等の定めに従って適切に処理しているほか、当該団体による実地検査によって定期的なチェックを受けている。	
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 財務諸表は事務所に備え付け、請求があった場合に閲覧できる体制を整えている。また、貸借対照表・正味財産増減計算書の要旨については当連盟のオフィシャルサイトにて開示している。公開URL: https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2025/05/2024-1kessan.pdf(第15期)https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2025/05/2024-2kessan.pdf(第16期)	・貸借対照表・正味財産 増減計算書・財務諸表に 対する注記・財産目録 (第15期・第16期)

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 選手選考基準及び選考結果についてはオフィシャルサイト等を活用し、開示している。公開URL: https://www.nsa-surf.org/certified/	・2025年強化指定選手発表・選考基準/2026年強化指定選手選考基準(スクリーンショット)
30	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 当連盟のガバナンスコード遵守状況については、当書式を用いてオフィシャルサイトにて公表している。 公開URL: https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2024/10/governancecode_nsa2025.pdf	(証憑書類なし)
31	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の 関連当事者とNFとの間に生じ得 る利益相反を適切に管理すること	(1) 契約を要する事案については相見積もりを取るなどして客観性・透明性を図り、判断するようにしている。 (2) 「一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて」に利益相反ポリシーに関する条文を追加し、2023年12月の理事会にて承認した。	・公益社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体 における倫理に関するガイドラインについて

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 「一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて」に利益相反ポリシーに関する条文を追加し、2023年12月の理事会にて承認した。	・公益社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて
33	[原則9]通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) これまで当連盟に対する通報に関しては、「審査会要綱」に基づき提出された審査申請書を受けた場合に対応していたが、2022年10月の理事会にて「通報制度運用規程」を承認し、オフィシャルサイト上に専用窓口を開設した。 (2) 「通報制度運用規程」第11条にて「本連盟および本規程に定める調査・業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない」と定めている。 (3) 「通報制度運用規程」に通報者や通報内容の情報管理に関する規定を第11条第2項に追加し、2023年12月の理事会にて承認した。 (4) 「通報制度運用規程」第10条1項にて「本連盟は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いを行ってはならない」と定めている。 (5) 役職員に対しては「通報制度運用規程」について説明を行い、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを行っている。	査会要綱 ・公益社団法人日本サー
34	[原則9]通報制度を構築すべきである	護士、公認会計士、学識経験者等	(1) これまで通報窓口となっていた審査会は、審査会要綱において理事長・副理事長・専務理事・運営委員会の長・事務局長による構成と定めていたため、弁護士を通報窓口担当として配置する通報制度運用規程を2022年10月の理事会にて承認した。	・日本サーフィン連盟審 査会要綱 ・公益社団法人日本サー フィン連盟通報制度運用 規程

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号		田旦次口	A C 10/1/2)	<b>业心自</b> 双
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行 為、処分対象者、処分の内容及び 処分に至るまでの 手続を定め、 周知すること	(1) 当連盟の「倫理規程」には懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの規定が不足していたため、2022年度10月の理事会にて改正案を承認した。改正した規程はオフィシャルサイト上で公開し周知に努めている。 (1) 「倫理規程」にて、第5条(禁則事項)、第3条(本規程の適用範囲)、第8条(処分の規定)、第7条(会員等がこの規程に違反した場合の対処等)をそれぞれ定めている。 (2) 「倫理規程」をオフィシャルサイトにて公表している。 公開URL: https://www.nsa-surf.org/organization/wp-content/uploads/sites/17/2024/10/rinri_202409.pdf (3) 「倫理規程」第9条にて、処分対象者に対しては弁明の機会を設け、その意見を聴くことを定めている。 (4) 「倫理規程」第10条にて、処分対象者に対しては処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された文書により告知することを定めている。	フィン連盟倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること		・公益社団法人日本サーフィン連盟倫理規程

審査項目			7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	等との間の紛争の迅速か つ適正な解決に取り組む	いて、公益財団法人日本スポーツ 仲裁機構によるスポーツ仲裁を利		フィン連盟倫理規程 ・選手選考専門委員会お
38			(1) 当連盟の「倫理規程」第12条において「前条の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決されるものとする」ことを定めている。また、処分対象者に対しては「倫理規程」第10条2項(6)においてスポーツ仲裁機構の利用が可能である旨を伝えている。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び 不祥事対応体制を構築す べきである。	を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理体制として、現在はコンプライアンス委員会が不祥事対応にあたるほか、「倫理規程」に基づき必要に応じて倫理委員会を立ち上げ、顧問弁護士等とともに対処する体制を整えている。 (2) 従前使用していた「緊急時の対応に関する要綱」には不祥事対応に関する条項が不足していたため、新たに「危機管理マニュアル」を策定し、2023年12月の理事会にて承認した。 (3) 「危機管理マニュアル」には不祥事対応の一連の流れを含めている。 (4) 「危機管理マニュアル」には不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含めている。	・公益社団法人日本サーフィン連盟危機管理マニュアル ・公益社団法人日本サーフィン連盟倫理規程
40	[原則12] 危機管理及び 不祥事対応体制を構築す べきである。		(1) 不祥事の発生に備え、「危機管理マニュアル」を策定し、2023年12月の理事会にて承認した。なお、当連盟において過去4年以内に不祥事が発生した事例はない。	・公益社団法人日本サーフィン連盟危機管理マニュアル

帝本古口				
審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	べきである。	して外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 当連盟において過去4年以内に不祥事が発生した事例はなく、この項目は該当しない。	(証憑書類なし)
42	保、コンプライアンスの 強化等に係る指導、助言	方組織等との間の権限関係を明確 にするとともに、地方組織等の組 織運営及び業務執行について適切 な指導、助言及び支援を行うこと		・公益社団法人日本サーフィン連盟2025年度10月地区統括組織代表者会議議事録・公益社団法人日本サーフィン連盟支部設置等要綱・公益社団法人日本サーフィン連盟組織図
	[原則13] 地方組織等に 対するガバナンスの確 保、コンプライアンスの 強化等に係る指導、助言 及び支援を行うべきであ る。		(1) 原則年4回開催する地区統括組織代表者会議(支部長会議)にて必要に応じ、情報提供や相談及び助言を実施しており、2025年度も10月に開催した同会議にて、コンプライアンス委員会による研修を行った。なお、同会議は対面のほか、Zoomによる参加も呼びかけており、地方の統括組織代表者等にも情報提供や支援を可能としている。	・公益社団法人日本サーフィン連盟2025年度10月 地区統括組織代表者会議 議事録 ・2025年度10月地区統括 組織代表者会議コンプライアンス研修資料